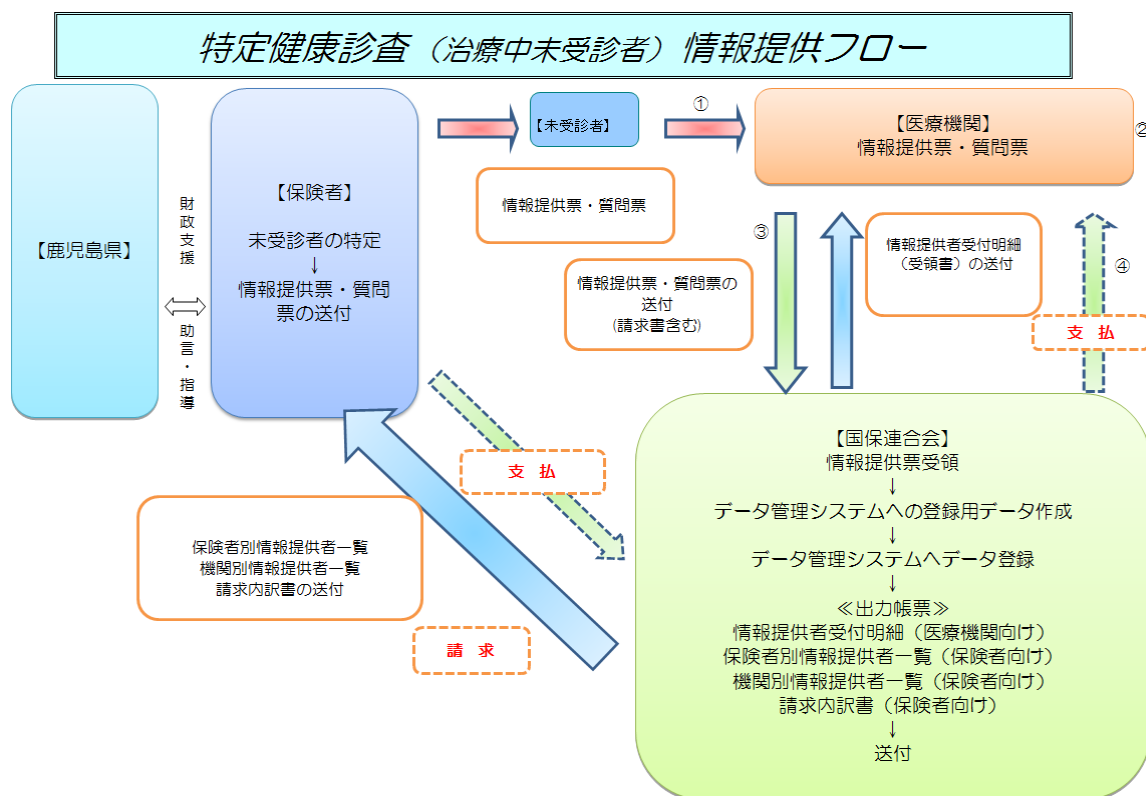


# 医療機関の皆様へ

## 特定健診未受診の患者さんが、市町村から情報提供票を持参した場合の取扱いについて (お願い)

本会では、各市町村と県医師会（医療機関）及び本会と契約・連携して医療機関から特定健診に相当する医療データの情報提供を受ける取り組みを平成23年11月より開始します。

具体的には、次のとおりの事務の流れとなります。



- ① 患者さんが、市町村が発行した「情報提供票・質問票」（両面印刷）を医療機関へ持参します。
- ② 本人の同意と質問票を御確認の上、医療データの記入及び追加項目の実施をお願いします。
- ③ 「請求書」と「情報提供票・質問票」を国保連合会へ毎月5日（土・日・祝日の場合は翌営業日）までに送付してください。
- ④ 各市町村が、情報提供料として1件当たり文書料1,100円（税込）、追加検査料1,650円（税込）、また追加項目の契約がある市町村の場合1件当たりそれぞれの単価を追加項目料として、国保連合会を経由してお支払いします。

なお、本会へ提出される際の注意事項等については、裏面に記載してあります。

## ○本会に提出・送付時の確認・注意事項

### ① 患者さんが持参した、市町村が発行した「情報提供票・質問票」(両面印刷)を医療機関で記入し国保連合会へ提出します。

- ・市町村ごとに請求書・情報提供票を綴じて提出してください。
- ・住所、氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、被保険者証番号、受診券整理番号を確認してください。
- ※個人情報保護と事故防止の為に、授受が明確となる送付方法(書留・レターパック等)にご協力ください。

### ② 情報提供票と質問票及び請求書の必要事項を記入します。 それぞれ、次の事項について確認をお願いします。

#### 【情報提供票】

- ・保険者記入欄(提供票上部分)の記入
- ・本人同意欄(提供票下部分)の同意日・氏名の記入
- ・医療機関記入欄のデータ(治療中疾患名及び基本項目:身体計測～尿検査)を全て記入  
(※血糖検査については、空腹時血糖、随時血糖、HbA1cのいずれか一つで可)
- ・追加検査実施がある場合は、追加検査実施欄に○印
- ・質問票確認の欄は、質問票(提供票裏面)の回答欄(※1・2・3・8)の記入を確認し、追加検査実施欄に○印を記入(○印をつけることで追加検査料1,650円(税込)の請求となります)
- ・追加項目医療機関記入欄(但し、追加項目がある市町村のみ)の記入  
追加項目を追加検査で実施された場合、追加検査実施欄に○印をつけることで、追加項目の契約がある市町村に1件当たりそれぞれの単価を追加項目料として請求できます
- ・医師の意見欄の記入及び、追加検査実施年月日・医療機関住所・医療機関番号・医療機関名・医師名 全て記入  
(追加検査がない機関については、基本項目を記入した年月日を追加検査実施年月日に記入)

#### 【質問票】

- ・質問票(提供票裏面)の氏名・回答欄(特に※1・2・3・8は、特定健診必須項目)は全て記入

#### 【請求書】

- ・市町村ごとに請求書を作成
- ・請求書作成日・住所・医療機関番号・医療機関名・代表者の記入
- ・請求分の年月を記入(例:11月に本会へ提出の場合、11月請求分となります)
- ・請求金額内訳を記入
  - 情報提供票の件数(1人当たり 1,100円(税込))
  - 情報提供票の中で追加検査実施がある件数(1人当たり 1,650円(税込))
  - 追加項目がある場合は、その単価と項目数
- ・請求金額内訳を計算し、請求金額欄へ記入

### ③ 「請求書」と「情報提供票・質問票」を国保連合会へ毎月5日(土・日・祝日の場合は翌営業日)までに提出してください。

### ④ 各市町村が、情報提供料として1件当たり1,100円(税込)、追加検査料1,650円(税込)、また追加項目の契約がある市町村の場合1件当たりそれぞれの単価を追加項目料として、国保連合会を經由して支払います。

- ・請求された金額について、本会より請求月の翌月末までに診療報酬届出口座へ振込みます。

### ⑤ その他

- ・情報提供内容に不備がある場合は、市町村の担当者から照会があります。
- ・特定健診情報提供に関する注意事項等については、国保連合会ホームページにも掲載する予定です。  
(請求書・情報提供票の様式についても掲載予定)
- ※本会ホームページ URL <https://www.kokuhoren-kagoshima.or.jp>